

開 議

大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、飯田武志監査委員から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員会の報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

(鈴木武次議会運営委員長登壇)

鈴木武次議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、6月6日の本会議において各委員会に付託されました議案等の審査の結果であります。各常任委員長より、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたします。

なお、議案第48号には反対1名、請願第10号には賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加されず議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、人事案件1件、議会案6件であります。追加議案の審査の方法につきましては、付託議案の表決終了後に議長より委員会付託を省略し、全員による審査を諮っていただき、決定後、提案説明、質疑、討論、表決の順で審査くださいますよう

お願いいたします。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

また、7月19日任期満了となります長井市農業委員会委員1名の推せんについても、本日の会議においてお願いいたします。

以上、本日の本会議の運営につきまして議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

大沼 久議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 請願第10号 小泉首相の靖国神社参拝に反対する意見書提出方請願外8件

大沼 久議長 日程第1、請願第10号 小泉首相の靖国神社参拝に反対する意見書提出方請願から日程第9、議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号までの以上9件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

大沼 久議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部隆委員長。

(安部隆総務・文教常任委員長登壇)

安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

それでは、平成17年第3回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月14日に開催し、委員全員出席のもと審査をいたしております。

それでは、請願第10号 小泉首相の靖国神社参拝に反対する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

靖国神社は、戦争の遂行に極めて重要な役割を果たした日本軍国主義のシンボルであり、責任を負うべきA級戦犯が合祀されている。中国や韓国が小泉首相の靖国神社参拝中止を繰り返し求め、大きな外交問題になっている。甚大な被害をこうむった中国や韓国が参拝中止を要請するのは、国際的な常識からして当然である。しかし、小泉首相は、他国が干渉すべきことではないと反対を無視して参拝続行を強く示唆しており、外交政策上も稚拙な対応だと言わざるを得ないので、小泉首相が絶対に靖国神社に参拝しないよう、意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

討論に入り、委員からは、亡くなられた方に手を合わせることに違和感はなく、至極当然であると思っているので、小泉首相が参拝することも何ら不思議ではないと思っている。国内で反対の世論が高まればわかるが、他国からの干渉で参拝をやめるべきではないと考えている。また、中国や韓国が参拝中止を繰り返し発言するという事は、領土問題やガス開発問題、日

本の安保理の常任理事国入り、歴史・教育問題などさまざまな政治的な思惑や外交上の思惑が見え隠れしており、参拝をやめるのではなく、逆に日本の立場を諸外国に十分説明し、理解を求めるべきであると思っているので、本請願には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、参拝する行為は政教分離、宗教の自由をうたった憲法第20条に明確に違反するものであり、靖国神社にはさきの大戦の犠牲者だけではなく、A級戦犯14名が合祀されていることに問題がある。この問題を日本で解決しない限り、諸外国から批判や批評を受けることになるので、この二つの問題を整理すべきものであると考えている。例えば分祀をして神社等ではなく慰霊塔を建てて祀る方法もあり、早急にそういう方向に持っていくべきである。今、慎重な対応を求める絶好の機会であるので、長井市議会としても本請願を採択し、意見書を提出すべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、請願第10号 小泉首相の靖国神社参拝に反対する意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 請願第10号 小泉首相の靖国神社参拝に反対する意見書提出方請願に

賛成の立場で意見を申し上げます。

本請願は、「罪を憎んで人を憎まず」は孔子の言葉だなどと述べ、国を代表する総理大臣が靖国神社参拝続行を強く示唆していることに危機感を持った市民団体から出されたものであり、一字一句異議を唱えるようなものはないと考えております。

所管の常任委員会の審査の傍聴をしていた中で、「日本軍国主義とか過激な言葉が使われている」、「248万人が祀られている」、「戦争で亡くなられた方に手を合わせるのは当然」などの請願に反対する意見が述べられていましたが、なぜ靖国神社を首相が参拝することに国内外からの異議が唱えられているのか、本質をとらえていない意見と言わなければなりません。

まず、小泉首相の参拝をきっかけに、日中関係が冷え込んでいる、首相の靖国参拝を批判する声はなぜ内外で絶えないのか。

そもそも靖国神社とはどんな神社なのかとして、6月3日の朝日新聞で「一からわかる靖国問題」との特集を組んでいました。それによりますと、靖国神社は、1869年（明治2年）東京九段に明治新政府によって戊辰戦争での官軍の戦死者を弔うために建てられた。当初は東京招魂社という名前で、10年後には靖国神社と改称された。靖国とは、国を安らかにするという意味である。靖国神社の神は、戦死や病死した軍人、軍属とそれに準じる人々、沖縄戦で散ったひめゆり部隊の女子生徒も含まれる。ただ、西南戦争の西郷隆盛のような賊軍や空襲で死んだ民間人らは対象外だ。新たな戦死者が出るたびに、祭神に加える合祀の手続がとられ、現在は250万人近い人たちが祀られている。合祀事務は、戦前は神社を所管した陸海軍省が行った。戦後は復員業務や遺族援護を担当した現厚生労働省が都道府県と協力してだれを祀るかを選考し、それに基づいて神社が合祀を進めてきた。中国などが問題としているA級戦犯とは、侵略

戦争を計画、実行したとして平和に対する罪などが問われた政治、軍事指導者らを指す。B・C級戦犯は、非戦闘員や捕虜への虐待など通常の戦争犯罪に問われた。以下、省略しますが、大変わかりやすい文章だと思います。

今、見てきたように、陸海軍省が所管していたこと、A級戦犯が合祀されていることなどを考えただけでも、日本軍国主義のシンボルとの表現は決して過激な表現ではないと考えますし、一国の首相が靖国神社を参拝するというのは、いわゆる一般に戦死者に手を合わせるなどということとは全く違った意味を持っていると言えます。中国が問題にしているのは、一般兵士の追悼ではなく、戦争指導者であるA級戦犯が合祀された靖国神社の参拝が許せないと言っているのです。

また、小泉首相の「罪を憎んで人を憎まず」は孔子の言葉だなどの発言は、世間の笑い物になっていることも気づかないのでありましょうか。この問題を指摘している朝日新聞に投稿があったものの中で、中国文学者一海知義さんの文章の中で、断片的に、しかも間違いのないように引用をいたしますが、次のように言っております。

「50数年来、中国古典を読んできたが、罪を憎んでの言葉を孔子の言葉というが、信頼できる文章には見当たらない。歴代首相の演説などの中で中国古典を引用し、平仄に合わぬ漢詩を公表したり、古典を誤用したり、変な漢文をつくったりする 경우가少なくなかった。戦前の首相たち、伊藤博文や犬飼毅といった人々にはかなり古典的教養があり、軽率な誤りはしなかった。孔子の思想の特徴は、仁の重視だと言われているが、人間や社会を複雑な存在と見ているからである。つまり、その思想を理解するには、論語全体を読む必要があるのだ。また、そもそも罪を憎んで人を憎まず、加害者だった側が言うべき言葉なのか。首相発言は、中国民衆の

立場を無視している。目の前で日本兵に親を殺された体験を持つ人々に、「罪を憎んで人を憎まず」と説教しているのである」と書いています。

まさに請願で言っているように、国際的にも小泉首相の強弁がまかり通るわけがないことは明らかであります。

靖国神社参拝は、まさに古くて新しい問題ではありますが、さまざまな異論が出ることは、日本の戦争責任者を裁いた極東軍事裁判、いわゆる東京裁判をどう見るかということだと思えます。A級戦犯を擁護する神社側の歴史的認識が存在する一方、首相がA級戦犯の罪を認める立場を表明しておきながら参拝問題を明らかにしたとの共同通信の質問書に対する文書回答の中に載っていました。参拝をするべきとした考え方の中においても、これくらい大きな考え方の違いが存在しています。

この関係で、最近筑摩書房から発行されました「靖国問題」という本で、高橋哲哉さんが書いたものの中に次のような文章があります。「A級戦犯とは、極東国際軍事裁判において平和に対する罪、すなわち侵略戦争を指導した罪のゆえに被告とされた28名のことである。このうち死亡、精神異常による免責3人を除く25人被告全員が有罪となり、うち7人が絞首刑となった。この7人に加えて、公判中病死したまた受刑中に獄死した14人が1978年10月17日に靖国神社に合祀されたのである。これらの人々は、明らかにいわゆる戦死者とは言えない。しかし、靖国神社は同じく戦死者とは言えないB・C級戦犯についても合祀を行っている。日本の敗戦後、戦時中に交戦法規違反を犯したとして国の内外で連合国によって5,000人以上が起訴され、そのうち1,000人近くが刑死したB・C級戦犯裁判が行われたが、靖国神社はこれらの死刑者を昭和殉難者として既に1970年までに合祀を終えていたのである。また、靖国神社と日本植民

地主義の関係を示す重大な事実は、旧植民地出身者の合祀の存在である。神社が公表しているところによれば、2001年10月現在で台湾出身者の合祀者が2万8,863人、朝鮮出身者が2万1,181人の約5万人が護国の神として祀られているのである。これらの合祀者の大半は、アジア・太平洋戦争が激化するにつれて朝鮮、台湾から日本軍の軍人、軍属として戦時動員された人々である。靖国神社には、台湾、朝鮮の植民地支配と弾圧の加害者として戦死した日本人と日本人による植民地支配の被害者であった台湾人、朝鮮人とが全く同格の護国の神として合祀されているのである。これが植民地支配の被害を実感する台湾、朝鮮の遺族にとって屈辱的でないはずがない」ということに示されていますように、小泉首相が靖国神社参拝することに対して、アジア各国が異議を唱えるのは内政干渉だなどということが逆に大きくその認識を変えなければならないことは明らかであります。

以上申し上げまして、請願第10号に賛成のご意見としたいと思います。

大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決を行います。

請願第10号の1件について、総務・文教委員長報告は、不採択であります。請願第10号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

大沼 久議長 起立少数であります。

よって、請願第10号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の